

平成26年度 第1回小牧市防災会議会議録

1. 開催日時 平成26年11月4日(火) 午前10時25分から11時10分まで
2. 開催場所 小牧市役所 本庁舎6階 601会議室
3. 出席者 会長 小牧市長 山下 史守朗
委員 別紙のとおり
4. 事務局 総務部次長 坂井田 健司
危機管理課長 余語 敏彦
危機管理課長補佐兼危機管理係長 三品 克二
危機管理係主事 武藤 正寛
危機管理係主事 長屋 孔之
5. 傍聴者 1名
6. 会議の内容
 - 会長(市長)あいさつ
 - 議題 (1) 小牧市地域防災計画の修正について
風水害・原子力等災害対策計画、地震災害対策計画
 - 報告 (1) 指定避難所・指定緊急避難場所の指定について
(2) 平成27年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練について
(3) 防災講演会の開催について
7. 配布資料一覧(※資料1から3は事前配布)
 - 資料1 小牧市地域防災計画の修正(案)要旨
 - 資料2 小牧市地域防災計画(風水害・原子力等災害対策計画)新旧対照表(案)
 - 資料3 小牧市地域防災計画(地震災害対策計画)新旧対照表(案)
 - 資料4 指定避難所・指定緊急避難場所(付属資料抜粋)
 - 資料5 平成27年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練(案)
 - 資料6 防災講演会のご案内
防災会議委員名簿
事前配布資料(資料1から3)の修正表

司会（坂井田次長）

本日はお忙しい中、第1回小牧市防災会議にお集まりいただき、ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、総務部次長の坂井田と申します。よろしく願いいたします。会議に入ります前に、配布資料等の確認をさせていただきます。本日、配布させていただいた資料は第1回小牧市防災会議の次第と小牧市防災会議委員名簿、事前に配布させていただいた資料の修正表、資料4としまして指定避難所・指定緊急避難場所の指定について、資料5としまして平成26年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練について、資料6としまして防災講演会のご案内です。

なお、資料1の小牧市地域防災計画修正案の要旨、資料2の小牧市地域防災計画 風水害・原子力等災害対策計画の新旧対照表、資料3の小牧市地域防災計画 地震災害対策計画の新旧対照表につきましては、委員の皆様へ事前配布させていただいたものを持参していただいているかと思っております。お手元がない資料はございませんか。

ご案内が遅れましたが、平成26年度に新たに防災会議委員になられました皆様、ご留任いただきました委員のご紹介につきましては、会議の進行上、配布資料1の小牧市防災会議委員名簿にてご確認をお願いします。

それでは、ただいまより防災会議を開催させていただきます。

当会議は、「小牧市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、平成16年度より会議の公開が決定されています。

また、小牧市防災会議条例第5条第2項の規定では「防災会議は委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。」とされています。本日は、委員総数32名の内、20名に出席していただいておりますので、会議は成立いたします。それでは開会にあたりまして、山下市長が挨拶を申し上げます。

会長（山下市長）

本日は、大変お忙しい中、第1回目の小牧市防災会議にご出席いただき、ありがとうございます。先ほどの小牧市国民保護協議会に引き続きではございますが、よろしく願いいたします。

また、皆様におかれましては、日頃から自然災害に対する事前対策や防災意識の普及啓発にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年は大雨に伴う土砂災害や台風が多く発生しました。雨につきましては、局地的に降る大雨が頻繁に発生しており、今までに経験をしたことがないような雨の降り方をしています。

広島県においては、8月19日に発生した大雨に伴い土砂災害が発生し、72名の尊い命が奪われました。心よりご冥福お祈り申し上げます。小牧

市においても、気象情報に十分注意するなど、より一層の防災対策が重要になってきます。

小牧市にも、東部地域を中心に土砂災害の危険地域がありますので、長時間にわたって大量の雨が降り続けると地盤が緩み、非常に危険です。土砂災害などから人命を守るために、小牧市では避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定し、避難勧告等を発令する基準や地域、情報伝達の方法を定めています。

また、避難勧告等を発令した際には、戸別訪問や広報車による広報、メール、FAXなど多様な手段で市民に対して避難を呼びかけるとともに、避難所を開設して避難者を受け入れる体制をとっているところです。

それから、最近注目されている南海トラフ巨大地震につきましては、国の被害想定手法に基づいて、愛知県が市町村ごとの被害予測調査を実施しており、今年の5月30日に最終の調査結果が発表されました。

過去に起きた地震最大モデルと、理論上起こりえる最大想定モデルの2ケースを想定し、試算した結果、小牧市における最大震度は6弱であり、建物の全壊・焼失棟数約100棟、死者約5名未満という結果が出ています。中間発表よりも、若干ではありますが被害想定は減少したことにはなりません。

小牧市においては、防災アセスメント調査を平成26年度中に見直しを行う予定です。その結果に基づきまして、必要な防災対策を講じていきたいと考えています。

いずれにしましても、自然災害による被害を減らすためには、自分の身は自分で守る「自助」と、隣近所で助け合う「共助」をより一層推進していく必要があります。その一環としまして、小牧防災リーダー会との協働事業により小中学校や自主防災会に対して防災教育を実施し、地域防災力の向上に努めているところです。

今後も、皆様のご支援とご協力をいただきながら、行政が行うべき防災対策を着実に実施するとともに、市民に「自助」と「共助」の必要性を認識していただけるよう、総合防災訓練や防災講演会などを通じて、防災意識の普及啓発に努めて参ります。

簡単ではございますが、今後とも小牧市の防災行政にご理解とご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

司会（坂井田次長）

ありがとうございました。それでは議題に入ります。この会議の進行は、小牧市防災会議会長であります、山下市長をお願いいたします。

会長（山下市長）

それでは進行させていただきます。

会議がスムーズに進行できますようご協力をお願いします。

議題（１）小牧市地域防災計画の修正について事務局から説明をお願いします。

事務局（余語課長）

危機管理課長の余語と申します。よろしく申し上げます。

それでは、議題（１）「小牧市地域防災計画の修正について」をご説明いたします。

今回の小牧市地域防災計画の修正に関する資料は、ボリュームが多くなってしまったため、委員の皆様には、事前に資料１から資料３を配布させていただきました。委員の皆様には、事前にご意見をいただきありがとうございました。委員の皆様のご意見により、一部修正しましたので、事前配布資料の修正表を、本日配布させていただきました。

それでは、修正内容をご説明いたしました後、再度、ご意見等をお伺いしたいと思います。修正内容の説明は、資料１の小牧市地域防災計画の修正(案)の要旨を中心にさせていただきます。資料２と資料３の新旧対照表につきましては、適宜、参照していただきたいと思います。それでは、資料１をお願いします。

小牧市地域防災計画修正の根拠からご説明いたします。

小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画です。

災害対策基本法において、愛知県地域防災計画に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議に諮り、修正をしなければならないとされています。

今回の修正事項は、災害対策基本法・愛知県地域防災計画等の修正に基づくもので、主な修正事項は１０点です。

まず、Ⅱ「主な修正事項」として、１「災害対策基本法の改正に伴う修正」からご説明いたします。

この修正は、平成２５年６月に、東日本大震災を踏まえて行われた災害対策基本法の改正に伴うものです。

主な修正箇所は、「地区防災計画」、「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮」、「避難行動要

支援者名簿作成等」、「避難勧告等に係る知事等の助言」、「被災者台帳の作成、罹災証明書の交付」についてです。なお、風水害・原子力等災害対策計画にも同様の記載がありますので、地震災害対策計画と同じ内容で修正を行います。

3 ページをお願いします。

(1) 「地区防災計画」についてです。

地震編第2編第1章第1節、風水害・原子力等編第2編第1章第1節の「防災協働社会の形成推進」に、市内住民や事業者について自発的な防災活動の推進に努め、地区防災計画を作成し、必要に応じて小牧市地域防災計画に地区防災計画を位置付けることが定めることができる、という内容を追加しました。

3 ページ下段から4 ページをお願いします。

(2) 「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮」についてです。

地震編第2編第6章第1節他、風水害・原子力等編第2編第8章第1節等の「避難場所の確保」、「避難場所の整備」、「避難場所の開設」についての修正です。

これは、今まで任意で指定していました避難所や避難場所について、災害対策基本法施行令に定める基準に従って、市が指定避難所・指定緊急避難場所として指定をすることが義務付けられたため、その内容を追加するものです。

また、避難所の運営・開設については、避難所に避難してきた住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民の支援も検討すること、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じることを追加しました。

なお、小牧市の指定避難所・指定緊急避難場所の指定状況については、報告第1号においても説明します。

4 ページ下段から5 ページをお願いします。

会長（山下市長）

すいません。今、説明のありました(2)ですが「避難所以外の場所に滞在する避難者」という説明がありましたが、「避難者」ですか。「被災者」ですか。一応確認しておきます。

事務局（余語課長）

「被災者」でございます。失礼いたしました。

会長（山下市長）

では、表記のとおりということですね。

事務局（余語課長）

はい。

続きまして、4ページ下段から6ページをご覧ください。

申し訳ありませんが、ここで資料の訂正をお願いします。4ページの下から2行目の、地震編第2編第6章第2節に記載されておりますが、第2編第6章第6節へ訂正をお願いします。

（3）「避難行動要支援者名簿作成等」についてです。

地震編第2編第6章第6節、風水害・原子力等編第2編第8章第6節の「避難行動要支援者名簿作成等」の修正につきましては、今までは「災害時要援護者」という名称で指定されておりましたが、災害時に配慮の必要な高齢者、障がい者、その他配慮を要する者を「要配慮者」とし、さらに、その中で特に自ら避難することが困難であって避難行動を取る際に支援が必要となる「避難行動要支援者」として指定することとなりました。

避難行動要支援者については、今回の災害対策基本法の改正において名簿を作成することが義務付けられたため、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき、名簿作成の方法や記載する事項、あるいはその名簿を利用して実際に支援を行う支援者や情報提供の方法等について明記したものであります。

7ページをお願いします。

（4）「避難勧告等に係る知事等の助言」についてです。

地震編第3編第9章第1節、風水害・原子力等編第3編第10章第1節の「避難勧告等に係る知事等の助言」については、災害対策基本法の改正に伴い、市長は避難勧告や避難指示等において知事等への助言を求めることができ、知事はそれに対して必要な助言を行うことができるという内容を追加しました。

7ページ下段から8ページをお願いします。

（5）「被災者台帳の作成、罹災証明書の交付」についてです。

地震編第3編第3章第2節等、風水害・原子力等編第3編第3章第2節

「被害状況等の収集、伝達」の修正につきましては、被災した住民に公平で効率的に支援を行い、支援漏れや支援の重複を避けるため、支援における情報を一元化した被災者台帳を自治体において整備することができる、という内容を追加しました。

また、罹災証明書については、その交付が遅滞なく行われるように住宅被害調査の担当者の育成や応援協定の締結など、交付に必要な整備の体制を整えるとともに、実際に災害が起こった際には速やかに罹災証明書の交付を行うことが追記されました。

災害対策基本法の改正に伴う修正は以上でございます。

8 ページ下段から 9 ページをお願いします。

Ⅱ－2 「基本理念及び重点を置くべき事項」についてです。

地震編第 1 編第 4 章、風水害・原子力等編第 1 編第 2 章の「基本理念及び重点を置くべき事項」を追加しました。災害対策基本法改正で災害対策の基本理念が明確化されたことを踏まえ、小牧市地域防災計画においても基本理念を定めました。

また、平成 26 年 1 月に国の防災基本計画の修正において 74 項目あったものが 8 項目に整理されました。愛知県地域防災計画を参考にし、小牧市としての地域の特性を踏まえ、8 項目のうち「津波及び浸水対策の充実に関する事項」を除いた 7 項目において、重点を置くべき事項として明記したものです。

11 ページをお願いします。

申し訳ありませんが、ここでまた一点訂正をお願いします。11 ページ最下段の理論上最大想定モデルの合計を約 120 から約 100 へ訂正してください。この数字につきましては、愛知県の被害想定については、合計した数字を十の位で四捨五入して端数処理をしていることから各項目の和に一致しませんが、調査結果に合わせるため訂正するものです。

Ⅱ－3 「被害想定の見直し結果の記載」についてです。

地震編第 1 章第 3 章「被害想定」については、愛知県がこれまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として実施した調査結果をもとに、愛知県が市町村ごとで平成 26 年 5 月 30 日に発表した建物被害や人的被害など南海トラフで発生する恐れのある地震の被害想定を記載しました。

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち過去に実際に起こった最大クラスの地震を想定した「過去地震最大モデル」とし、「命を守る」

という観点であらゆる可能性を考慮し、千年に一度かあるいはそれ以上に発生頻度の低い理論上起こりえる最大クラスの地震を「理論上最大想定モデル」として被害想定を実施しました。

小牧市の被害予測結果については、津波による被害が想定されないこともあり最大震度6弱で地震による死者数は5人未満となっております。また家屋等の倒壊についても40棟あるいは100棟とされています。

なお、内陸型の地震については、本年度防災アセスメント調査を行っておりますので、その結果を来年度の小牧市地域防災計画の見直しの際に盛り込む予定です。

12ページから14ページをお願いします。

Ⅱ-4「建築物の耐震化の拡充に伴う修正」についてです。

地震編第2編第2章第1節の、「建築物の耐震推進」に建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等を踏まえ、建築物の耐震化策を拡充することに伴い、修正するものです。大規模かつ広大な災害時に発生する膨大な業務量を軽減するため、住宅等を含めた耐震化・不燃化を推進し、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進するもので、既存耐震不適格建築物の改修の促進を目指す内容を追加するものです。

14ページから16ページをお願いします。

Ⅱ-5「交通規制方針、交通規制対象車両の見直し等に伴う修正」についてです。

地震編第3編第8章第2節、風水害・原子力等編第3編第7章第2節の「交通対策」につきましても、警察庁の通達により、交通規制方針、交通規制対象車両の見直し等が行われたことに伴い、「1 県警察における措置」の全文修正を行いました。

災害時に緊急通行車両がスムーズに通行できるよう、愛知県警として緊急交通路の確保や交通規制の実施について、災害時の初動対応・大震災発生直後の第一局面・交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった第二局面の三つに状況を分けて対応する内容を追加しました。

また、緊急通行路を確保するための緊急通行車両の通行の支障となるような車両やその他の物件の撤去等行う際にその運転者や所有者が排除措置命令に従わない、あるいは現場にいない際には、警察として強制排除措置ができるといった内容を追加するものです。

16ページをお願いします。

Ⅱ－６「水防法の改正に伴う修正」についてご説明いたします。

風水害・原子力等編第２編第５章第６節の「地階等の浸水対策」につきましては、水防法の改正により、地下街における避難確保・浸水防止の規定が拡充されたことに伴い、必要な改正を行います。愛知県地域防災計画においては、地下街についての浸水対策として記述されておりますが、小牧市には地下街はありませんので、地階等という表現で記述しております。風水害の災害時において、避難の確保や浸水防止を図るため、地階等の管理者は必要な訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならないという内容を追記しました。

１７ページから１８ページをお願いします。

申し訳ありませんが、ここで１点訂正をお願いします。１７ページの上から３行目と６行目のところで、風水害等編第３編第２章第１節と記載されておりますが、第２章を第３章に訂正をお願いします。

Ⅱ－７「特別警報の運用開始に伴う修正」についてご説明します。

風水害・原子力等編第３編第３章第１節「気象警報等の伝達」についてですが、気象庁が、平成２５年８月３０日から特別警報の運用を開始したことに伴い、気象警報等の伝達系統等の修正を行いました。

１８ページの下半分が改正案となっており、左側の二重の矢印になっている「愛知県⇒県防災行政無線⇒小牧市⇒住民等」のところが、特別警報発令時において通知又は周知の措置が義務付けられている経路となります。また今回は、名古屋地方気象台から消防庁を通じ、小牧市までの連絡経路が追加されることとなりました。

１９ページをお願いします。

Ⅱ－８「指定地方行政機関の名古屋地方気象台の業務の追加に伴う修正」についてご説明します。

風水害・原子力等編第１編第３章第２節「処理すべき事務又は業務の大綱」について、指定地方行政機関の名古屋地方気象台が行う役割について、内容が追加されました。主に、気象台として気象業務に必要な観測体制の充実を図ることや、予報や警報等を防災機関や住民へ周知することに努めること、市が作成するハザードマップ等作成の技術的な支援、気象状況の推移の解説等を行うことが追加されました。

２０ページをお願いします。

Ⅱ－９「南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け」についてです。

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正され、県内全市町村の推進指定を受けて、小牧市地域防災計画を南海トラフ地震防災対策推進計画に位置付けるものです。

最後に、Ⅱ－５「その他軽微な修正」について、ご説明いたします。

修正内容としましては、平成２６年度において小牧市にて機構改革に伴い組織名称の変更や、危機管理課の所管する部が市長公室から総務部へ移管されたことによる変更を行っております。また、ＮＴＴ西日本における孤立防止用無線電話の廃止や、災害用伝言板（Ｗｅｂ１７１）の表記変更、ＮＴＴドコモ等の社名の変更等を行いました。

議題（１）「小牧市地域防災計画の修正について」の説明は、以上でございます。

会長（山下市長）

小牧市地域防災計画の修正について事務局から説明がありました。ご質問がありましたら挙手をお願いします。

委員各位

（発言なし）

会長（山下市長）

それでは、私から１点だけよろしいですか。今の説明の中で、１１ページの想定被害の見直し結果について、過去地震最大モデルと理論上最大想定モデルの結果が採用されておりますが、そちらも最大震度６弱ということと同じ強さであります。建物被害については結果が異なるものになっておりますがその要因は何でしょうか。

事務局（余語課長）

確かに最大震度は６弱で同じではありますが、震度６弱以外の地域においては理論上最大想定モデルの方が震度５強の地域の範囲が大きい、というものであります。

会長（山下市長）

わかりました。その他何か皆様からご質問はありますか。

委員各位

(発言なし)

会長（山下市長）

よろしいですかね。最後の説明にありましたように、小牧市では危機管理課の所管が移管され、市長公室危機管理課から総務部危機管理課へ移管されましたので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局から説明のありました小牧市地域防災計画の修正について原案のとおり決定でよろしいでしょうか。

委員各位

異議なし。

会長（山下市長）

異議なしとのことですので、原案のとおり決定させていただきます。続きまして、報告が3点ございます。まずは報告（1）指定避難所・指定緊急避難場所の指定について事務局からお願いします。

事務局（余語課長）

現在、小牧市において避難所・避難場所として指定されている場所がございます。さきほど、本計画の中でも説明させていただきましたが、今まで任意で指定していましたが避難所や避難場所について、災害対策基本法施行令に定める基準に従って、市が指定避難所・指定緊急避難場所として指定をすることが義務付けられたものです。

指定緊急避難場所については、災害の種類においてその場所が避難可能かどうかということも検討することとなり、小牧市内で想定される災害ごとに事務局において検討しました。

また、指定する場所や建物の管理者が自治体でない場合は、管理者からの同意が必要ということも明記されたため、同意を得た上で、市として決定をしたいと思えます。

指定避難所・指定緊急避難場所については、事務局として検討を行った結果、これまでに指定している避難所・避難場所をそのまま指定する予定のため、報告案件とさせていただきます。

会長（山下市長）

ただいま報告のありました指定避難所・指定緊急避難場所の指定についての説明が終わりました。ご質問がございましたら挙手をお願いします。

松浦悟示委員

陶保育園が光ヶ丘地区に入っていますが、陶地区ではありませんか。

事務局（余語課長）

今の避難所の関係ですが、事務局の誤りです。正しくは、陶保育園、上末会館、高根会館は陶地区となります。光ヶ丘地区については、光ヶ丘小学校、光ヶ丘中学校、小牧ヶ丘老人憩の家、野口会館、光ヶ丘会館、リサイクルプラザ、第1老人福祉センターまでとなります。

会長（山下市長）

私からもいくつか確認をさせてください。この資料については、災害の種類によって避難できるかどうかということで○や△等を追加したのですが、それ以外に例えば電話番号が消えてたり、住所が赤字であったり、それと追加あるいは削除されたような施設もあるようですので、この辺りの説明もお願いしたいと思います。

事務局（余語課長）

失礼いたしました。電話番号が消されているものについては、電話機を撤去したものとなります。それと、3枚目の本庄地区の二重線で消してあるガーデンヒルズ本庄会館については急傾斜地に指定されたので解除することとなりました。赤字の追加箇所については新たに指定をした場所となります。

会長（山下市長）

指定あるいは削除については、地元の方への周知はされていますか。

事務局（余語課長）

はい。地元の方と協議しましてご意見はいただいております。ガーデンヒルズ本庄会館については、そこが解除されることに伴い避難所が本庄小学校になるということを周知させていただいております。

会長（山下市長）

わかりました。その他にご発言ありましたらお願いします。

永門政巳委員

この表の見方ですけど、指定避難所と指定緊急避難場所の収容人員ですが、収容予定あるいは見積り人員か、収容可能人員を指しているのかどちらですか。

事務局（余語課長）

可能人員として算定しています。

会長（山下市長）

いざというときの避難所ということで、災害の種類によって、○だったり×だったりということではわかりづらいとは思いますが、このあたりの市民の皆様への広報についてはどのように行う予定ですか。

事務局（余語課長）

今回法に基づいて指定をするということですので、ホームページや広報等で周知は今後行っていく予定です。

会長（山下市長）

その他何かご発言はございますか。

特にないようですので、報告（１）指定避難所・指定緊急避難場所の指定については若干訂正がありましたが、以上報告とさせていただきます。

続いて報告をさせていただきます。報告（２）平成２７年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練について、それから報告（３）防災講演会の開催について合わせて事務局から報告をお願いします。

事務局（余語課長）

それでは、報告（２）平成２７年度に実施する水防訓練及び防災訓練について、ご説明いたします。資料５をお願いします。

水防訓練につきましては、小牧市地域防災計画に基づき出水期前の５月中旬に開催を予定しております。訓練参加機関としましては、市役所、消防署、消防団を始め、災害ボランティア、小牧警察署、また災害時の応援

協定を締結しています土木業者など民間協力機関などを考えております。水防訓練は、水害による災害対応を主体的に実施する市役所職員や消防署、消防団などの技能向上のために実施する重要な訓練です。

訓練の内容としましては、水害対応の基本となります、土のう作成や、積み土のうなどの水防工法を計画しています。

また、訓練を参観していただきます市民を対象に、レジャーシートや、段ボールなど、家庭にあるものを使用して、自宅で簡単にできる簡易水防工法の実演も行ないます。

次に「総合防災訓練の実施について」ご説明いたします。

地震災害についての認識を深め、「災害から自らを守ると共に、互いに助けあう」という意識を醸成するために、総合防災訓練を実施します。

訓練は、9月1日の防災の日を前にした、8月下旬に開催を予定しております。

大規模地震を想定した、市民や中学生が積極的に参加できる訓練を計画しております。訓練内容として、市民への情報伝達、避難所への避難誘導、被災者の救護活動など、市民や中学生が参加する訓練として、各地域の会館などから学校までの間を、自動販売機やブロック塀、看板など地震の際に倒壊する危険箇所を確認しながら行なう避難訓練、各地域に配備されている防災資機材の確認、消火器やバケツを使用した初期消火、応急手当、応急給水、避難所の運営などを計画しています。

次に、(3) 防災講演会の開催についてご説明いたします。資料6をお願いします。

平成23年3月に発生しました東日本大震災は、様々な分野・場面を通じて「地域力」という課題を提起しました。

本市では、平成7年1月17日に発生しました阪神淡路大震災以降、自主的な防災活動の認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を目的とし、毎年「防災講演会」を開催しております。

今年度におきましても、平成27年1月25日の日曜日の午前10時から小牧市市民会館にて、「都市と防災 ―東日本大震災の教訓を経て―」をテーマに、名古屋大学減災連携研究センター准教授 廣井 悠氏の講演を開催いたしますので、ご参加いただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

会長（山下市長）

事務局の報告等がすべて終わりました。

全体を通してご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

ご質問もないようですので、以上で、第1回小牧市防災会議の議題と報告を終わりたいと思います。なお、指定避難所・指定緊急避難場所の指定については非常に細かい内容になっておりますので、市民の皆様に周知するために広報やホームページ等で行う予定ではありますが、会議の委員として自主防災会や小中学校長会の方等もお見えになりますので、いろいろなメディアを通じて情報発信していきたいと思いますのでご協力のほど、よろしくをお願いします。

それでは、円滑な進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

司会（坂井田次長）

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございました。

以上で第1回小牧市防災会議を終了とさせていただきます。気をつけてお帰りください。